

つぎの通り本館日と改りていふはかりにせしむ。二めを福
 社会館と同じように新しく条項を改りて、新しく本館
 日と改りていふとする。七月一日市制施行にともなひ
 二条例中の市と市長を改正しようとするもの
 をごういす。本館日は火曜日、国長、祝日の翌日
 手未手取といふことにするわけをいす。二の夜行に
 つきまは福社会館条例の施行の日からといふこととて、
 中しあげたものをいす。

○議長

（石川信義君）以上で提案理由の説明は終りました。
 二めより本館に改する質疑を行はうす。

○議長

（石川信義君）以上で質疑を終ります。
 おはかりたいです。議案第四十三号は厚生委員会に
 託し詳細な審議を願うことにしたいと思ひます。二めは

二めは議案二に改りていふはかりにせしむ。

○議長

（石川信義君）二めは議案二に改りていふはかりにせしむ。
 十三号は厚生委員会に託するに決定したいです。
 はお委員会、審査報告は本定例会の会期中にお
 願ひたいです。

○議長

（石川信義君）二二で暫時休憩いたします。
 けあ十一時 五十九分 休憩

○議長

（石川信義君）休憩中に議案二の公議を用います。
 日議案、議案第四十四号、福生、水道事業の設置業
 に関する条例の一部を改正する条例と議題にたいです。
 議事係長として議案の朗読をいたさせます。
 （議事係長朗読）省略

議四十九
議五十一
議五十二
議五十三
議五十四
議五十五
議五十六
議五十七
議五十八
議五十九

議四十九
議五十
議五十一
議五十二
議五十三
議五十四

○議長(石川信義君)以上で朗読は終了します。
本案について提案理由の説明を求めます。 水道課長
上野重勝君

(水道課長 上野重勝君登壇)

○水道課長(上野重勝君) 議案第四十四号「福生市水道事業の
設置等に関する条例の一部を改正する条例」について提案
理由の説明を申し上げます。
本案は七月一日の福生市の市制施行に際して定める条例
改正でございます。その趣旨は、福生市を福生市
市長と市民と名義の変更でございます。後印の第四
条中「市」を「市」とし、地方官制企業法第三十三條の
項の規定にそつとす。重要な資産および不動産の
買入れ、譲渡にまつまは予算定めることになつており
ますが、この限額を二十万に引き上げることとするもの
でございます。
以上簡明でございますが提案理由の説明を終らさせていただきます。

福生市町議会

ます。

○議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了しました。
この案に附する質疑を行はります。

(一) 異議はないと仰る者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

おほかりに決ります。議案第四十四号は原案とあり

(一) 異議はないと仰る者あり)

○議長(石川信義君) 以上で議決はしと認めます。 よつて議案

第四十四号は原案とあり決ります。

○議長(石川信義君) 次に日程第九議案「福生市第四号議会の議決

に付すべき契約および財産の取得等」については充分に議する

条例の一部を改正する条例と議題といたします。

(議事録をここに議案の朗読をいたさせます。
須藤議長議長朗読) 省略

議四十九
議五十
議五十一
議五十二
議五十三
議五十四
議五十五
議五十六
議五十七
議五十八
議五十九
議六十

藤原(石川信業君)以上で朗読は終了した。
 本業にまつて提案理由の説明を求めます。
 総務課長

南水

高水求居登壇

○総務課長(市水) 本君に指示がございまして、この議果が四十九号
にございまして説明中にあげます。

今日市制の施行にともなうて、從來市村の規定の中に
ありまゝに議決事件の中を、地方自治法が九つの条にあり
ますと一項目から十四項目で定められ議決事件が制限例
掌せられております。その中の六項目にその種類および金額を
につけて政令で定める裏書にしたがい条例で定める契機を
備へることにつきまつて從來二の条例があつたわけである
のです。その六二条中予定価格一千万以上と予定価格
三千万円以下に改めるといふこと、これは地方自治法の施行令
が百三十一條の二に廿とむきまつて、市の場合は三千万円以上
といふことになつております。又三条中の予定価格七百万

福生町議 会

以エテ予定価格ニ于テ凡ハ以エ、ニハハ下動産ニ於テハ動産
 の買入の事につきまへて予定価格が所存の場合ですと七有万
 円であります。但し、市にばりすとニ于テ凡ハ以エという
 ことにはるネオでございす。ニハハの条例につきまへては
 市制が施行される日から施行すると、いうことが附則ではほり
 加えられてあるネオでございす。よろしく御座います。決定くださるよ
 うお願い申し上げます。簡答でございす。が説明といた
 します。

○議長 及び信義を以て提果理由の説明を終りませう。

二ハナリ本果に在るは眞に
要議はしと呼ぶ者あり

○議長
石川信義君
以工を賃金
に充てりす。

おほかりいたしす。
 議案が四十七号は原案どおり
 するに二議案づきのせんか
 (二議案ないと呼ぶ者あり)

○~~鎌倉~~石川常義君。二里鎌倉一と認めず。ふつ鎌倉を
四ノ井号は原果とあり不承いたしむ。

○議表(石川信義君)
次に日程ヲ十議案ヲ四十六号補生の
課に關する各例の一部を改正する各例を議題といひ
ます。

議事録長として議果の討議をいたさす。

議長 須藤議長 係長 朗読 省略
石川信兼君 以上で朗読を終りました。
本席につき提案理由の説明を求めます。
企画調査員

長下野流一君

企圖調直官長
小野忠一君
登壇

企圖調査部長（下野忠一君）篠栗や四ヶ六号福生氏の課に漢
字条例の一冊を改正する条例につて説明を申しあげ
ます。

市制ハ以ハ
子丁七月一
日ヨリ福生
事務所ニ設
置ス

福生町議 会

ニトにほつてありすやでニやうの
 条項にフコ改正しよ
 うとするやでございす。

江
 谷
 一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

市議合
市議合
市議合
市議合
市議合

市良課
果仁
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

下
 条中
 上果
 へめ
 り果
 るふ
 うと
 する
 ので
 一に
 いす
 す。

一系中
福神の
事務所
の改置
条列を
定むる
ハ、本
マ、子
子、子
子、子
子、子
子、子

上
し
や
と
す
る
の
で
、
オ
ニ
条
中
の
痛
止
薬
で
処
理
し
て
お
り
な
い

す
必
務
は
各
の
項
を
削
ろ
う
と
す
る
の
で
こ
の
ま
は
す。

執行の日から執行しようとする

カ
の
で
二
ふ
に
子
す。

いふと、海軍省議決したところを

可
又
う
お
願
い
に
し
て
説
明
を
し
て
下
す。

石川信義君の提果理田の詠明はスリあり。

二めより本集に於ける實録を行はしむ

○謙長(石川信義君)以エテ質屋ト云フ者アリシ

るに二田を議にびいませんか。議案が四ヶ号は原案とあり決す

○謙長(石川信義氏)ニ呈謙なりと認め奉り。ふつ々謙果才思六
号は原果とおりか決りたり。

○議長(石川信義君) 次に日程ヤ十一議果ヤ四十七号福生所職員
定款条例の一部を改正する条例を議題といふに示す。
議事部長として議長といふに示す。

○議長（石川信義君）朗読は冬休み中。
本果にその提果理由の説明を求めます。
議長 下野忠一君
企画調査

企圖調直國長不野速一君登壇

企画調査員長（下野健一君）
 議案オ四十七号 福生町取負定
 数条例の一湖を改正する条例につきおる二款明申しを以て
 する。

取負の定数につきまゝは三月の定例議今で初増負を
 認めたいとしました。だが、市制によつて福祉事務所の事務の関
 係、それから教育委員会の事務量が新しく増加した。ま
 す。で、今回合計五名の増負を認めました。たゞ、この増負の
 中、ごいすす、オニ条オニ号、その他の取負す五人を二名
 増負にしたいとしたいというは、元のオニでござ
 ります。市長の補助取負といふに、現に百七十八人でござ
 ります。が、二名増負にほりまゝで百八十人、このうち福祉
 事務所の定数を三十二名と一と下り、オニでござります。
 この二、二名の福祉事務所の関係の中には保育にの係母、
 賃雇の取負も含むておりす。
 オニのオニ三項ですが、教育委員会の事務局の取負でござる
 ます。その他の取負五名を三名増負にしたいとしまして、八名と

しようとするものでございます。さういふしきと教育委員会の事務局職員が定数が三名ですが三名増員いたしました。定数三名に、学校関係は増員三員でございます。一たがいます。教育委員会に在る学校をいふ現在五十四名です。三名ふえまして五十七名に改めようとするものでござります。今回これを認めていただくものと現行の定数条例の人は二有七十三名でございます。さうが五名増員でございます。この条例は市制施行の日から適用いたしたという内容のものです。何とぞ慎重に審議を賜りまして決定くだらるようお願ひ申し上げます。説明といたします。

議長(石川信義君) 以上を提案理由の説明は終りました。二のあり本果に在る質疑を行ないます。
(質疑はなしと呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 次に質疑と終ります。

議長(石川信義君) 次に質疑と終ります。

おはかりいたします。議案が四十七号は原案とあり決するに二議決三員にせよ。議長(石川信義君) 二議決は三員と呼ぶ者あり。
(質疑はなしと呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 二議決は三員と認めます。さうして議案が四十七号は原案とあり決するに二議決三員にせよ。議長(石川信義君) 二議決は三員と呼ぶ者あり。
(質疑はなしと呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 次に日程が十一議案が四十八号福生町表彰条例の一部を改正する条例と議題といたします。

議長(石川信義君) 須崎議長、議長朗読、省略。
本果について提案理由の説明を述べます。総務課長 高水 本君

議長(高水 本君) 以上を提案理由の説明は終りました。議長(高水 本君) 以上を提案理由の説明は終りました。

長官前除

長官前除

議四十九
議五十
議五十一
議五十二
議五十三
議五十四
議五十五
議五十六
議五十七
議五十八
議五十九
議六十
議六十一
議六十二
議六十三
議六十四
議六十五
議六十六
議六十七
議六十八
議六十九
議七十

議中十九
議中二十
議中二十一
議中二十二
議中二十三
議中二十四
議中二十五
議中二十六
議中二十七
議中二十八

○福祉課長(森田 猛君登壇)
福祉市福祉事務所設置条例について提案理由の叙

明を申し述べます。

市制を施行いたしましたところ、社会福祉事業法により、

福祉事務所を設置し、はじめて、はうはい、という規定があ

るわけでございます。

社事務所を設けようとするものでございます。

おなじく、福祉市福祉事務所、設置は、福祉市本所

おなじく、福祉市福祉事務所、設置は、福祉市本所

おなじく、福祉市福祉事務所、設置は、福祉市本所

おなじく、福祉市福祉事務所、設置は、福祉市本所

おなじく、福祉市福祉事務所、設置は、福祉市本所

おなじく、福祉市福祉事務所、設置は、福祉市本所

おなじく、福祉市福祉事務所、設置は、福祉市本所

福祉市

福祉市

内
議中十九
議中二十
議中二十一
議中二十二
議中二十三
議中二十四
議中二十五
議中二十六
議中二十七
議中二十八

「もしも」本県になす。意見を述べます。

(「要議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で意見を述べます。

おはかりいたします。議案第四十九号は厚生委員会に付託し詳細な意見を願うことになったと思ひます。

かゝるに「要議なし」と呼ぶ者あり。

(「要議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 「要議なし」と認めます。さうして議案第四十九号は厚生委員会に付託することに決定いたし

ます。なお本委員会の審査報告は本定例会の会期中にお願

いいたします。

議長(石川信義君) 本日程が終了。議案が終了。福生市福祉

会館条例を議題としたります。

事務局長として議案の朗読をいたします。

議長(島田謙介事務局長朗読) 省略

本県に於て提案理由の説明を求めます。福祉課長

森田猛君

(福祉課長 森田猛君登壇)

福祉課長(森田猛君) 指針によりまして議案が終了。に

ついで説明を求めます。

さうして説明をする前に、この福祉センター建設につ

きましては、議案に於て福祉センター建設特別委員会

の方式に於いて非常にいい所をいたした。おかげでさう

月三十日の工期に間に合うようになりまして、早くお

礼申しあげらるべきです。

説明を求めます。

福祉会館の名前ですが、一応福生市福祉会館という

名称にしたいと思ふべきです。但し、これに二の

福祉会館の利用で、児童をすけいめと満六才以上の
福祉市民といふことにしたわけでございます。次に保育に
入ける児童、いわゆる健った子供を育てようといふこと
で、学校で多岐に及ぼり保育をしております。一たかいま
で、今福祉会館がござる、たなうは健った子供を育てようといふ
一ま、この学校、一学生から三年生までの保育に及ける子供
を保育しようとするものでございます。

会館の事業の目的といふことは、老人の福祉増進、さか
ら社会活動に關すること、先きほど申し述べた保育に及ける
児童の保護育成が主たる目的でございます。この施設でござ
りますが一応三つに分けらるゝありまして、老人の福祉事業を
行なう施設と社会教育施設、児童保育事業を行なう施設と
なり三つに成り立つておるわけでございます。その会館の
休業日ですが一応老人関係と社会教育関係につきまゝ
は、曜日と国民の祝日に関する法律の翌日、それから年
末年始を休業日としたらと思つております。それから



児童保育ですが、日曜日、国民の祝日に関する法律の
翌日、それから学生の方の学校の管理運営に關する規則
に規定する休業日、二つを児童保育の休業日としたいと
それから会館の時間は一応九時から五時まで、それから
各施設につきまゝ、これは管理者が定める規則によつて運営して
くわけでございます。次に施設の目的外使用でございますが
、管理者は老人の福祉事業とか社会教育活動に使うわけ
でござりまするけれども、公益時に必要がある場合にはその
事業以外でも使用することができるといふことをうたつたわけ
でございますが、これはほんのわずかなことで、ほかと思つてお
ります。それから会館の使用手帳につきまゝは、管理者
の許可を受けなければならぬことになつております。
また老人関係につきまゝは、私とまで福寿手帳を發行
いたします。これは二百名ぐらいの數になつてゐるが、その福寿
手帳が許可証となるわけでございます。その関係につきま
づは、これを提示することによつて許可とみなすわけでございます。